

貸金関連統計の比較検証に 関する調査研究

参考資料

令和3年3月

概要

	毎月勤労統計調査	賃金構造基本統計調査	民間給与実態統計調査	職種別民間給与実態調査
管轄省庁	厚生労働省	厚生労働省	国税庁	人事院
目的	雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあってはその全国の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあってはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とした調査。	<ul style="list-style-type: none"> 統計法に基づく「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査。 主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 統計法に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的とする調査。 「民間給与実態統計」は、民間事業所における年間給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的とする。 	国家公務員法及び地方公務員法の規定の趣旨に基づき、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。
調査頻度	毎月	年1回	年1回	年1回
調査時期	毎月	7月	1月上旬-2月	4月下旬-6月中旬
公表時期	速報値：翌々月初旬 確定値：翌々月下旬	概要：翌年3月 詳細：翌年6月	概要：9月 詳細：11月	概要：8月 詳細：11月
参考サイト (*1)	概要 調査票 調査票の記入要領	概要 調査票 調査票記入要領	概要 調査票(源泉徴収義務者票) 調査票(給与所得者票) 調査票の記入の仕方 記入対象者の決め方	概要 調査の説明 用語の解説・利用上の注意

調査対象

	毎月勤労統計調査	賃金構造基本統計調査	民間給与実態統計調査	職種別民間給与実態調査
産業	日本標準産業分類に基づく16大産業(*2)	日本標準産業分類に基づく16大産業	全産業	全産業
事業所	<ul style="list-style-type: none"> 常時5人以上を雇用する事業所(*3) 農林漁業及び行政事務を行う官公署などの公務の事業所は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> 5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5-9人の事業所については企業規模が5-9人の事業所に限る) 10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所 農林漁業及び行政事務を行う官公署などの公務の事業所は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> 各年12月31日現在の源泉徴収義務者（民間の事業所に限る）(*4) 規模は問わない（従事員1名以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所。 政府機関、地方公共団体、大使館・領事館及び国際連合等とその関係機関に属する事業所等は除く。
労働者／従事員	<ul style="list-style-type: none"> 常用労働者 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。(*5) ▶ 上記に当てはまれば、パートタイム労働者(*6)も対象。 	<ul style="list-style-type: none"> 常用労働者 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。(*7) ▶ 上記に当てはまれば「短期労働者」(*8)、「正社員・正職員以外」(*9)も対象。 臨時労働者 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「常用労働者」に該当しない労働者。 	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1年を通じて勤務した給与所得者」と「1年未満勤続者」の両方。 ▶ 給与所得者であれば、役員等も含まれる。 ▶ 「日雇労働者」(*10)は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> 常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 年齢が61歳以上の者を含む。 ▶ 臨時の者を除く。 ▶ 取締役等の役員は除外。 ▶ 調査指定職種：公務と類似する職種(*11)

抽出方法

	毎月勤労統計調査	賃金構造基本統計調査	民間給与実態統計調査	職種別民間給与実態調査
概要	事業所を抽出し、その事業所の全労働者を対象。 (事業所単位(男女別)での集計)	事業所を抽出したうえで、事業所内の労働者を抽出。	事業所を抽出したうえで、事業所内の給与取得者を抽出。	事業所を抽出したうえで、事業所内の労働者を抽出。
事業所	<p>【第一種事業所】(*12)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所母集団データベースの年次フレームに基づくリストから産業、事業所規模別に無作為抽出。 <p>【第二種事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> センサスの「調査区」に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区リストから調査区を抽出。 抽出された調査区について、あらかじめ作成された第二種事業所リストから産業別に無作為抽出。 第一種事業所は3年間(第二種事業所は18か月間)継続して調査 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所母集団データベースから都道府県・産業の種類・事業所規模で層化し、無作為に抽出。 事業所は毎年抽出替えを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収義務者名簿から事業所の従事員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を無作為抽出。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象事業所(母集団)を都道府県等別に産業、企業規模等によって層化し、これらの層から無作為に抽出。
労働者/従事員	— (事業所単位での集計のため、労働者の抽出は無し。)	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業所から無作為抽出。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業所から無作為抽出。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業所から無作為抽出。

抽出比率

	毎月勤労統計調査	賃金構造基本統計調査	民間給与実態統計調査	職種別民間給与実態調査
事業所	<p>【第一種事業所】 事業所規模・産業による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 30-99人：1/2-1/256 100-499人：1/1-1/144 500人以上：全数 <p>【第二種事業所】 不明</p>	<p>常用労働者の1人平均所定内給与額について、基本的に、都道府県、表章産業及び企業規模別の標準誤差率が5%以内となるように設計。</p>	<p>事業所規模による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-9人：1/400 10-29人：1/200 30-99人：1/60 100-499人：1/15 500-999人：1/3 1000人以上：全数 本社(*13)：全数 	<p>規模に関わらず一定。</p>
労働者／ 従事員	—	<p>【常勤労働者】 100人未満：事業所規模による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5-29人：全数 30-99人：1/2(*14) <p>100人以上：事業所規模・産業による</p> <ul style="list-style-type: none"> 100-499人：1/4-1/5 500-999人：1/8-1/25 1000-4999人：1/10-1/40 5000-14999人：1/20-1/80 15000人以上：1/90 <p>【臨時労働者】 事業所規模による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5-9人：全数 10人以上：1/2 	<p>事業所規模による(*15)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-9人：全数 10-29人：1/2 30-99人：1/6 100-499人：1/20 500-999人：1/100 1000-4999人：1/200 5000人以上：1/200（上限100人） 本社：1/20 <p>なお、年間給与額が2000万円超の従事員は全数を抽出。</p>	<p>調査指定職種該当人数による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-20人：全数 21人以上：該当人数に応じた抽出率

調査項目（抜粋）

	毎月勤労統計調査	賃金構造基本統計調査	民間給与実態統計調査	職種別民間給与実態調査
事業所	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 産業分類 主要生産品・事業 企業の常用労働者数 (事業所の) 常用労働者数 (うちパートタイム労働者数) 出勤日数 労働時間数 (所定内・所定外別) きまって支給する給与総額 (うち超過労働給与額) 特別給与総額 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 産業分類 常用労働者数 (男女別、正社員・正社員以外別) 臨時労働者数 	<ul style="list-style-type: none"> 主な業務 組織・資本金 給与所得者数 (3・6・9・12月末) 年間給与支給総額 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所所在地 主な事業内容 本店・支店の別 常勤の従業員総数 (企業全体・事業所) 調査指定職種別従業員数 賞与・臨時給与の支給従業員数及び支給総額、賞与・臨時給与の支給月等のきまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額 給与改定・賞与支給の状況等 家族手当・通勤手当の支給状況等
労働者／従業員	—	<ul style="list-style-type: none"> 性別 雇用形態、就業形態 最終学歴 年齢 勤続年数 役職、職種 実労働日数 実労働時間数 (所定内・超過分) きまって支給する給与総額 (うち超過労働給与額) 前年1年間の特別給与額 	<ul style="list-style-type: none"> 性別 年齢 勤続年数 給与支給月数(*16) 職務 給料・手当等 賞与等 給料・手当等と賞与等の合計 年税額 (その他税控除関連情報) 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢 学歴 きまって支給する給与総額 時間外手当額 通勤手当額
調査対象月	調査前月	6月	(年間)	4月

注

*1 2021年3月時点における情報。

*2 具体的には以下の産業をいう。

- 鉱業・採石業・砂利採取業
- 建設業
- 製造業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 情報通信業
- 運輸業・郵便業
- 卸売業・小売業
- 金融業・保険業
- 不動産業・物品賃貸業
- 学術研究・専門・技術サービス業
- 宿泊業・飲食サービス業
- 生活関連サービス業・娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）
- 教育・学習支援業
- 医療・福祉
- 複合サービス事業
- サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）

対象となっていない産業は、「農業・林業」「漁業」「公務（他に分類されるものを除く）」「分類不能の産業」の4つ。

*3 一つの経営主体のもと、一定の場所で、継続的に、何らかの経済活動を行っている場所のことで、一般に、事務所、営業所、本店、支店、工場、商店、郵便局、学校、病院、研究所などと呼ばれるもののこと。

*4 毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査でいう「事業所」とは概念が異なる。給与等の支払事務を取り扱う事業所が単位となるため、本社などで一括して事務を行っている場合は、複数の事業所で経済活動が行われていても調査上の単位は1つの事業所となる。

注

*5 以下ア-カの扱いについては以下のとおり。

ア 重役・役員、工場長、支店長

常時事業所に出勤の上、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ給与規則又は基準で、毎月給与の算定を受けている場合は、常用労働者に該当。社長（取締役社長、理事長）は、上記の条件を備えていても除外。

イ 事業主の家族

会社で雇っている他の労働者と同様に、一般事務・現場作業等に従事し、事業主の指揮命令に従って働いていることが明確であれば、労働者とみなす。

ウ 委任、請負

顧問弁護士・税理士、経営コンサルタント、産業医、学校の校医などは、事業主の指揮監督下にあるのではなく、専門的な知識によって独自の判断で仕事を行うこと、また、事業主との契約も、委任、請負又はそれに準じる場合が多いことから、基本的に労働者とみなさない。しかし、定期的に、特定の時間に、事業所に出勤して事業主に勤務状況の報告が義務づけられるなど、事業主との間に使用従属関係が認められ、また、報酬も労務提供の対償としての賃金・給与という性格が強い場合には労働者とする。保険の外交員、株式売買の営業社員、電気・ガス会社の集金員など完全歩合制の場合も、その名称や契約の形式（委任、請負）にかかわらず、事業主と実質的に使用従属関係があるか、上に述べた観点から判断し、労働者とするかどうか判断する。

エ 出向者

他企業からの出向者は、相当期間、継続的に、当該事業所の事業主の指揮監督下にある場合は、当該事業所の労働者とする。このとき、出向者に支払われる賃金の負担者が誰であるかは問わない。

オ 派遣労働者

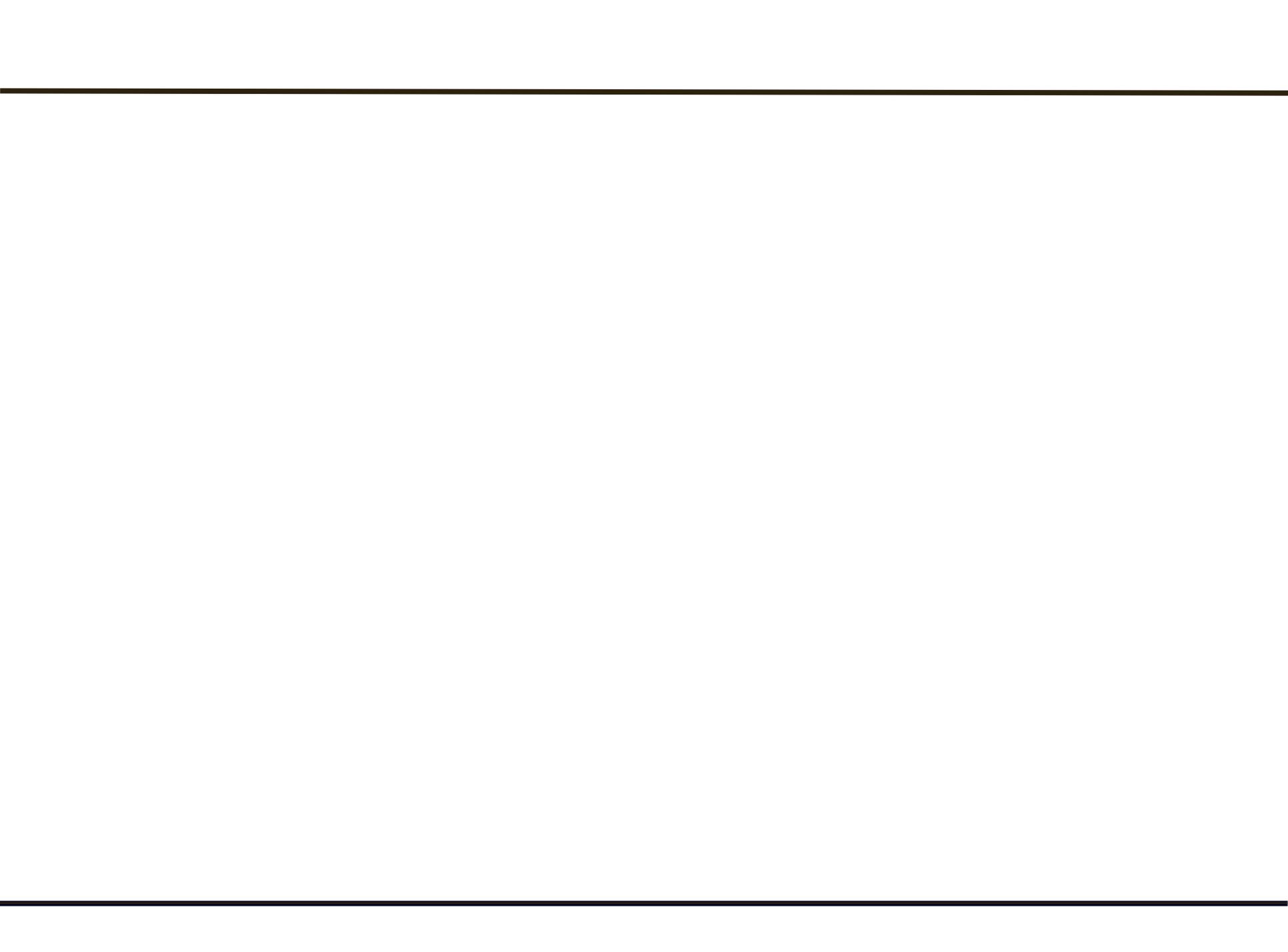
法律に基づく労働者派遣事業所からの派遣労働者は、指揮命令関係にあっても、当該事業所の労働者には含まれない。

カ 長期休暇をとっている者

病気・療養・育児その他の理由で、事業所に出勤していない労働者でも、給与が算定され支払対象となっている場合は労働者とする。また、通常の給与が支払われていなくても、社会保険料などの本人負担分のみを会社が負担していて、返還の義務がなくそれが給与とみなせる場合は対象となる。労働者としての籍はあったとしても、支払われる金銭が、労災保険や健康保険など社会保険の給付金のみである場合は労働者に含まれない。

注

- *6 パートタイム労働者とは、①1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者をいう。
- *7 事業主、役員（取締役、理事等）、家族従業者、海外勤務者、出向・派遣されてきた労働者（直接の雇用関係がない者）、（船員法第1条の規定による）船員は除かれる。他方、役員、家族従業者であっても一般の従業者と同様の基準で給与が支払われている者は労働者に含む。ただし、その場合でも調査対象となる給与は役員報酬を除く部分のみ。
- *8 「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。
- *9 「正社員・正職員以外」とは、「正社員・正職員」（事業所で正社員、正職員とする者）に該当しない者をいう。
- *10 労働した日又は時間によって給与の金額が算出され、かつ労働した日にその都度給与の支給を受ける人で、「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」の丙欄を適用する人。
- *11 II統計表の表5 備考欄に記載。（[リンク](#)）
- *12 第一種事業所は常用労働者数30人以上の事業所。第二種事業所は常用労働者数5-29人の事業所。
- *13 給与所得者500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。
- *14 端数は切り上げ。他の場合も同じ。
- *15 2019年（令和元年）の抽出率を記載。2018年（平成30年）以前の抽出率は異なることに留意。
- *16 実際には、12カ月支給か11カ月以下の支給かを示す二値。



賃金関連統計の比較検証に関する調査研究 参考資料

令和3年（2021年）3月

委託者 総務省統計委員会担当室 〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

受託機関 株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-11-8 オフィスコート四谷 4F
